

報第2号

専決処分の承認を求めることについて

(富士市税条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月13日報告

富士市長 小長井 義 正

専第12号

専 決 処 分 書

富士市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事
件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである
と認め、専決処分する。

令和7年3月31日

富士市長 小長井 義 正

富士市税条例の一部を改正する条例

（令和 7 年 3 月 3 1 日）
（ 条 例 第 2 9 号 ）

富士市税条例（昭和 6 1 年富士市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 2 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4. 0 キロワット以下のもの 年額 2, 0 0 0 円

第 9 7 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「(第 9 2 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第 9 8 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 9 5 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 9 5 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 9 5 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第 1 2 条の 3 中第 1 3 項を第 1 4 項とし、第 1 2 項の次に次の 1 項を加える。

1 3 市長は、法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 4 9 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 1 7 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

附則第 1 9 条中「第 3 4 項」を「第 3 3 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の富士市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第92条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報第3号

専決処分の承認を求めることについて

(富士市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月13日報告

富士市長 小長井 義正

専第13号

専 決 処 分 書

富士市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

令和7年3月31日

富士市長 小長井 義 正

富士市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（令和7年3月31日）
（条例第30号）

富士市国民健康保険税条例（昭和42年富士市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。